

【町内会における個人情報取り扱いについて】

個人情報保護法は2015年9月に改正され、2017年5月30日から全面施行されました。改正前は5,000人以下(当町内会の登録は約1300名)の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされていましたが、改正後は全ての事業者に適用されるものであります。したがって、当町内会も法令に則り会則に明文化するとともに運用ルールとしての取扱要項を定めるものとする。

会則第21条 個人情報を集める時は利用目的を定め、保有する個人情報の管理と運用は

法令に基づき適切に行う。

- 2 個人情報の適正な取り扱いを確保するために別途取り扱い要項として役員会において定めるものとする。

〔個人情報取扱要項〕

(目的)

第1条 本会は、この要項により保有する個人情報の取扱いに関する事項を定め、会員の権利及び利益を保護するとともに、本会の円滑な事業運営に資することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めなければならない。

(周知)

第3条 本会は、個人情報の取扱いに関する事項等について、毎年戸別配布をして会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会の保有する個人情報は、氏名(家族、同居人を含む。)、生年月日、性別、住所、電話番号、介護・災害時の要支援状況、緊急連絡先その他町内会活動において必要とされるもので、原則、会員の同意を得たものとする。

- 2 本会の個人情報の取得は、町内会加入家族カードや町内会行事等の参加申込書などで行う。

(個人情報の開示・訂正等)

第5条 本会は、会員から前条に基づき提供された内容について、開示や訂正または苦情の申し出があった場合は、個人情報を確認し適切に対応する。

(利 用)

- 第6条 本会で保有している個人情報、会員名簿（行事等の参加者名簿を含む。）及び地図の作成、会費の請求、文書の回覧、介護・災害時要援護者への支援、総会で議決された事業等に利用するものとする。
- 2 前項の利用目的以外に個人情報を利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(管 理)

- 第7条 本会で保有している個人情報は、会長又は会長が指定する役員が適正に保管・管理する。
- 2 本会で配付した会員名簿は、個々の会員が紛失・漏えい等を防止し、不要になった名簿は破棄をして適正に管理する。会員に配付している名簿の変更については、訂正や削除等の連絡をすることでこれに替えることができる。
- 3 本会で保有している不要となった個人情報は、適宜速やかに廃棄するものとする。
- 4 個人情報の管理者・取扱者は、その職を退いた後も職務上知り得た個人情報をみだりに口外しない。

(外部に対する提供)

- 第8条 本会で保有している個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認める場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

- 第9条 毎年度末、本個人情報取扱要項が町内会活動で適切に運用されていたか、役員会で検討し適宜対応する。

(仙台市から提供される名簿の取扱い)

- 第10条 本会に仙台市から提供されている「災害時要援護者名簿」等の取扱いについては、「仙台市個人情報保護条例」の内容を遵守する。

(附 則)

- 第11条 この要項は令和2年4月19日より施行する。